

## 静岡県告示第92号の2

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）第14条第1項の規定に基づき、知事指定薬物として次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年3月4日

静岡県知事 鈴木康友

### 1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
(8R)-N, N-ジエチル-6-メチル-1-[4-(トリメチルシリル)ベンゾイル]-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類 (通称名1SB-LSD)	令和8年3月5日
1-[1-(3-クロロフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン及びその塩類 (通称名3Cl-PCP、3-Chloro-PCP)	令和8年3月5日
4-メチル-1-(2-メチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類 (通称名2me-PiHP、2me-PHiP、2-methyl- $\alpha$ -PiHP、2-methyl- $\alpha$ -PHiP)	令和8年3月5日
プロパン-2-イル 1-(1-フェニルエチル)-1H-イミダゾール-5-カルボキシラート及びその塩類 (通称名Isopropoxate)	令和8年3月5日

### 2 指定の理由

人の身体に使用された場合に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、さらに、これらが濫用されるおそれがあると認められるため。